

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-112）、MOX燃料加工施設（1-103）」

2. 日時：令和4年2月15日（火） 16時00分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

長谷川安全規制管理官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、武田安全審査官、森野安全審査専門職

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員 燃料製造副事業部長

大柿 常務執行役員 技術本部長

村山 理事 東京支社長 他1名

九州電力株式会社

テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部 原子力土木建築部長

5. 要旨

- ・ 令和4年2月14日に日本原燃株式会社から受理した資料についてヒアリングを行い、原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - 燃料加工建屋の耐震評価については、別途補足説明資料が提出されている。次回審査会合において一連の耐震評価について説明したいのであれば、補足説明資料をベースにまずは設計基準に係る耐震評価の要点をパワーポイント資料で説明すべき。

その上で、重大事故対策との関係で実施するとした耐震評価（1.2Ssに対する評価等）について、説明すべき。なお、当該説明においては、法令、許可と設工認すべき事項の関係を明確に説明すること。
 - 飛来物防護ネットについては、昨年12月に実施した審査会合における検討計画に沿ってその結果、考察などを論理立てて説明すべき。

特に鉛直動に係る考察や地盤の剛性変化の考察等は論理立てを含め非常に分かりづらいので、事実、客観的根拠に基づいて整理し、説明すること。
- ・ 日本原燃株式会社から、本日のヒアリングを踏まえて対応を行う旨の発言があった。

6. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和4年2月14日
「日本原燃（株）再処理、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」